

予約採用型「早稲田の栄光奨学金」

募集要項

対象：海外留学秋募集(2024 年 10 月締切分)に応募予定の方

この奨学金は、経済的な理由で海外留学が困難である学生を対象に、**留学の出願前に選考から結果発表まで行う給付型の学内奨学金です。**

奨学金を見込んだ留学費用の資金計画を可能にすることによって、より多くの学生に留学を実現してもらうことを目的としています。

1. 応募要件

以下の要件を**全て**満たすこと

- ① 日本国籍を有する者または永住権（特別永住含む）を有する者
- ② 海外留学秋募集（2024 年 10 月締切分）で留学センターが募集する、大学間協定による Double Degree Programs (DD), Exchange Programs (EX), Customized Study Programs (CS) で半期以上留学する者
※箇所間協定による留学プログラムは対象外です。
- ③ 2023 年度（令和 5 年分）の所得証明書記載の収入・所得金額の**父母(保護者)の合算額**が以下の者

給与・年金収入金額（課税前）	その他、事業所得金額
800 万円未満（不動産収入等含む）	350 万円未満

※複数収入・所得がある場合、合算して総合的に判断します。

- ④ 学業成績が優秀な者

2. 支給額

半期留学	1 年以上の留学（DD 含む）
50 万円	110 万円

※留学プログラム開始後、学生本人名義口座に一括支給します。

※本奨学金申請時に半期留学を希望していた場合、もし 1 年以上の留学プログラムに参加するとなっても支給額は半期分となります。一方、奨学金申請時に 1 年以上の留学プログラムを希望していて、半期留学に参加するとなった場合には、支給額は半期分となります。

3. 銀行口座登録

口座登録をしていない方は MyWaseda から**本人名義の日本の銀行口座**を登録してください。奨学金受給者として選ばれた場合には、こちらの口座に奨学金を振込みます。口座番号等に誤りのないようよく確認して入力してください。すでに登録済みの場合は再度登録する必要はありません。**万一登録済みの口座を変更された場合には、必ず留学センターへご一報ください。**

◆登録方法：

<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/applying-loans/application/info-kouza/>

4. 採用者数

若干名

5. 出願期間

出願方法は「MyWASEDA 申請フォームからの申請」です。締切期限後の申請、書類提出はいかなる理由でも認められません。申請手続きについて不明な点がある方は、締切期限に余裕を持って、下記記載の連絡先までメールで問い合わせてください。

MyWASEDA 申請フォームからの申請：

2024 年 7 月 22 日（月）～2024 年 8 月 20 日（火）朝 9 時

<https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=585624788>

《申請フォーム》 ※申請期間中のみオープンになります。

※リンクが開かない場合は URL を直接検索 box に張り付けてください。

※応募者全員に、留学志望理由書（2,000 字程度/内容に留学を希望する動機、留学先で学びたいこと、将来の夢、奨学金を必要とする家計状況等を含めること）を提出していただきますので準備してください。

6. 所得証明書類について

以下の4パターンを参照のうえ、父母(保護者)両方（単親世帯は一方のみ）の証明書等を提出してください。

パター	状況	提出書類
1	2023 年中（2023.1.1-12.31）、日本に居住していた方	2023 年度（令和 5 年/2023 年分の内容）課税・非課税証明書 注 1、注 3、注 4
2	2023 年中（2023.1.1-12.31）、海外に居住し、勤務されていた方	「所得証明書に代わる給与証明書（2023 年分の内容）」所定様式： https://waseda.box.com/s/awkfswhor3ylf1wn7yp09kiz4kaumat0 ※注 2
3	2023 年中（2023.1.1-12.31）配偶者の海外赴任の同伴等で海外に居住されていた方	保険証（写し）等、被扶養者であったことがわかる書類
4	現在、2023 年に比べて年収が大きく減少している方	・パターン 1 または 2 の書類 ・事情書（書式自由）

※定年退職、定年後再雇用等の場合は除く ≪「家計急変」と認定した場合には、現在の収入を加味して審査させていただきます。≫	・家計急変後の収入状況が客観的にわかる資料（写し）（例：退職日がわかる書類、直近3か月の給与明細等）
---	--

※注 1：父母(保護者)両方の 2023 年中の年金を含む総収入、総所得の種類（内訳）と金額が明記されている課税・非課税証明書（市区町村役場発行）を提出してください。保護者のいずれかが未就業の場合でも両方の証明書が必要です。

・「課税証明書」の名称は自治体で異なる場合があります（例：市民税・県民税課税証明など）。役所の方には大学の奨学金に申請するため、収入・所得の種類と金額が記載されている公的証明書が必要である旨をお伝えください。

・アスタリスク表示の証明書は無効です。必ず金額が記載された証明書をご提出ください。

所得がない場合は無収入であることの申告をしていただくことにより、所得金額が 0 円と記載された非課税証明書が交付されます。お住まいの地域の市民税課で申告手続き方法を確認してください。

・課税非課税証明書にマイナンバーが記載されている場合は黒く塗りつぶすなどして必ず消してください。

※注 2：所定様式の項目を満たしていれば勤務先の様式でも受け付けます。必ず所定様式と同内容を勤務先にて記入していただくようご依頼下さい。また、日本語または英語以外で記入されている場合は、日本語訳または英訳を添付してください。

※注 3：必ず扶養人数が記載された証明書をご提出ください。申請用紙に記載する世帯人数と証明書に記載の世帯人数が異なっている場合は内訳を証明書にメモ書きしてください。

※注 4：父子家庭・母子家庭の方はご自身を扶養している方の証明書をご提出ください。

【サンプル】

令和2年度 市民税・県民税課税証明書

納税義務者	住所 ●●市●●●1丁目1番1号	氏名	早稲田 省吾
-------	------------------	----	--------

平成30年分 合計所得金額	¥8,768,000	市民税 所得割額	¥380,700	市民税 均等割額	¥3,000	年税額	¥503,000
		県民税 所得割額	¥118,300	県民税 均等割額	¥1,000		

所得の内訳	金額
給与所得	¥4,212,000
(給与収入)	¥5,942,300
不動産所得	¥4,556,000
※以下余白※	

所得控除金額	
医療費	
社会保険料	¥738,000
小規模宅地等	
生命保険料	¥700,000
損害保険料	¥100,000
寄付金	
配偶者	
配偶者特別	¥330,000
扶養	¥900,000
基礎	¥330,000
所得控除合計	¥2,768,000

課税標準額	
総合	¥6,390,000
短期	
長期	
山林	
生物	
林業	
土地等	

扶養本人該当	
配偶者	※
老人配偶者	
特定	2
一般	
老人	
内閣府	
特別障害者	
特別障害者	
未成年	

要注意!

- ・収入・所得の内訳と金額が記載されていることを確認してください。
- ・無収入の場合も所得「0」と明記されている必要があります。

要注意!

- ・配偶者控除や扶養控除が記載されていることを確認してください。

令和2年 2月

●●市長 大 限 ●●

【悪い例 ～以下のような書類は再提出が必要となります～】

~~令和2年度 市民税・県民税課税証明書~~

納税義務者	住所 ●●市●●●1丁目1番1号	氏名	早稲田 省吾
-------	------------------	----	--------

平成30年分 合計所得金額	*****	市民税 所得割額	*****	市民税 均等割額	*****	年税額	*****
------------------	-------	-------------	-------	-------------	-------	-----	-------

所得の内訳	金額
給与所得	*****
(給与収入)	*****
※以下余白※	

所得控除金額	
医療費	*****
社会保険料	*****
小規模宅地等	*****
生命保険料	*****
損害保険料	*****
寄付金	*****
配偶者	*****
配偶者特別	*****
扶養	*****
基礎	*****
所得控除合計	*****

課税標準額	
総合	*****
短期	
長期	
山林	
生物	
林業	
土地等	

扶養本人該当	
配偶者	*****
老人配偶者	*****
特定	*****
一般	*****
老人	*****
内閣府	*****
特別障害者	*****
特別障害者	*****
未成年	*****

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和2年 2月 8日

●●市長 大 限 ●●

~~市民税非課税証明書~~

住所	●●市●●●1丁目1番1号
氏名	早稲田 省吾

上記の者は、地方税法第295条の規定により令和元年度は非課税であることを証明します。

令和2年 2月 8日

●●市長 大 限 ●●

課税・非課税のみの証明
となっているものは不可。

【独立生計の認定について】

下記の対象に該当する学生は、本人の希望に基づき「独立生計」を認定することがあります。認定を希望される場合は留学センターまでご連絡ください。

次の①②のいずれかに該当する方が「独立生計」の対象になります。

①「家計支持者」

学生本人（および配偶者）の収入（※）によって家族を扶養し、本人および家族の生活費（学費を含む）すべてを継続的に賄っている。

②「独立生計者」

学生本人に収入（※）があり、父母等の扶養にならず独立した生計を営み、本人の生活費（学費を含む）すべてを継続的に賄っている。

※収入金額の目安：人事院の調査によると、一般的に必要なとされる一人当たりの生活費（標準生計費）は年間 150 万円～300 万円の範囲となります。

注意：上記に該当しても、現在継続的な収入がない場合（預貯金での生計も含む）は「独立生計」として認定できません。

認定には、父母(保護者)の課税非課税証明書に加えて以下の書類提出が必要となります。

1. 学生本人（および配偶者）の課税・非課税証明書（原本のみ）
2. 「独立生計」申請書
(<https://waseda.box.com/s/d9x7z910ddr48cnng86zrr40wy6fbdwl>)
3. 学生本人の健康保険証のコピー

7. 選考結果通知

提出された書類および学業成績を総合的に判断し、申請者全員の Waseda メール宛てに結果を通知しますので、よくご確認ください。選考にあたり、2024 年 9 月上旬～中旬に面接を実施する場合がございます。

なお面接はオンラインで実施します。対象者になったにも関わらず、面接をお受けいただけない場合は辞退とみなしますのでご注意ください。

結果通知：2024 年 10 月上旬まで（変更の可能性あり）

8. 採用候補者が本奨学生に正式採用されるための条件

採用候補者に決定後、本奨学生として正式採用され奨学金を受けるためには、以下の条件を満たすことが必要です。

- ① 学内選考で留学センター海外留学プログラム（DD、EX、CS）の留学候補者として決定されること
- ② 留学先大学から受入許可書が発行され、留学を開始すること
 ※本奨学金出願時に志望していた大学と、実際の留学先大学および留学プログラムが異なっても奨学生として採用します。
 ※奨学金支給後であっても、途中帰国した場合、返金を求める可能性があります。
 ※辞退者が出た場合、補欠候補者を選出する場合があります。
 ただし、結果通知の際に補欠対象者であることは通知しません。

9. 受給者の義務

受給者は全員、半期プログラムの場合は留学開始 2 ヶ月後、1 年以上プログラムの場合は半期終了後に、途中経過報告書を提出してください。また帰国後には、修了報告書を提出してください。帰国後、留学センター主催の留学イベントでの発表や広報媒体への寄稿に協力していただきます。上記の義務を果たさない場合（途中帰国等を含む）、返納を求める場合があります。

◆応募する上での注意点

- ① 留学費用は留学プログラムによって異なりますが、本奨学金だけで留学費用の全てを賄えるとはかぎりません。必ず各自で希望する留学先全ての費用を調べ、留学費用の見通しを立てたうえで留学に出願してください。学内選考を経て、留学候補者となった後に辞退することはいかなる理由においても認められません。留学費用は留学センターHP 内のプログラムリスト（ <https://www.waseda.jp/inst/cie/from-waseda/abroad/programlist/list> ）から検索できます。
- ② この奨学金は留学のための学内奨学金（日本学生支援機構（JASSO）含む）は併願・併給できません。その他、学外の奨学金との併給の可否については各自ご確認ください。
- ③ ご提出いただいた書類は事由の如何にかかわらず返却しませんのでご了承ください。

◆お問い合わせ先：早稲田大学留学センター

電話対応：平日 9時～17時

窓口対応：平日 10時～16時

（※土曜日、日曜日、授業を行わない祝日は閉室）

○ 電話:03-3203-6427

○ E-mail: out-scholarship アットマーク list.waseda.jp

※アットマーク=@に変換のうえ送信してください。